

審査意見への対応を記載した書類（7月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（D）

1. <専門科目の履修モデルの設定に関する考え方が不明確>

「専門科目」は、成人看護学特講、ウイメンズヘルスト講、高齢者・在宅看護学特講、公衆衛生看護学特講から2単位以上選択し履修する計画だが、「養成する人材像」を育成するために、どのような考え方にに基づき履修モデルを設定しているかが不明確であるため、明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. <論文作成スケジュールがシラバスと不整合>

「看護学特別研究Ⅲ」の各回の授業内容における博士論文作成の流れと、「学位論文作成スケジュールとプロセス」の流れが一致していないため、整合性を確認しつつ、学位審査のプロセスと、単位認定審査のプロセスの区分に留意しながら、論文作成スケジュールを適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. <博士論文と学術雑誌への投稿論文の位置付けが不明確>

「看護学特別研究Ⅲ」の授業目標において、「学術雑誌への投稿論文の推敲や博士論文審査ならびに発表を経て博士課程（後期）の学位論文を完成させる」こととしているが、博士論文と、学術雑誌への投稿論文の位置付けが不明確であることから、それぞれの位置付けを明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

4. <学位規則における博士論文の公表内容が不明確>

本学の学位規則「博士論文の公表」の規則における、「論文の内容の要旨」と、「論文の全文に代えてその内容を要約したもの」の位置付けが不明確であることから、明らかにすること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

5. <入学試験の区分の意義・必要性が不明確>

入学者選抜について、一般入学試験と社会人入学試験の2つの区分を設けているが、選考方法に違いがなく、入学試験を区分する意義・必要性が不明確である。入学試験を区分する意義・必要性について、例えば、口述試験で受験者に問う内容が異なるなど、両選抜方法の具体的な違いを明らかにした上で、アドミッション・ポリシーに照らして明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

審査意見への対応を記載した書類（7月）

（是正事項）看護学研究科 看護学専攻（D）

1. <専門科目の履修モデルの設定に関する考え方が不明確>

「専門科目」は、成人看護学特講、ウイメンズヘルスト講、高齢者・在宅看護学特講、公衆衛生看護学特講から2単位以上選択し履修する計画だが、「養成する人材像」を育成するために、どのような考え方にに基づき履修モデルを設定しているかが不明確であるため、明確に説明すること。

（対応）

本課程においては、現在進行している少子超高齢社会の高度化・多様化する保健・医療の動向をみすえて、実践的で応用可能な看護学の理論の構築や方法を探究できる教育研究力を備え、指導的役割を担い、幅広く活躍できる人材の育成を目指している。

そのために、教育課程は、共通科目、専門科目、特別研究の3つの科目群で編成し、共通科目は専門科目の研究を深める上で基盤となる科目や看護学の発展の基礎となる科目群、専門科目は専門分野における知識を習得する科目群、特別研究は専門科目の履修で明確になった研究課題を、研究のプロセスを経て研究論文としてまとめる科目とした。

その中で、専門科目は、主に、健康レベルや発達段階、生活の場など様々な視点から対象を理解し、その理解に応じて看護上の研究課題に取り組むことを目的としており、〔臨床看護学領域〕と〔広域看護学領域〕で編成した。〔臨床看護学領域〕には「成人看護学特講（1単位）」、「ウイメンズヘルスト講（1単位）」、〔広域看護学領域〕は、「高齢者・在宅看護学特講（1単位）」、「公衆衛生看護学特講（1単位）」を配置する。

学生は、この4科目の特講科目から、学生自身が専攻する看護学の特講科目を必ず履修し、それに加えて、研究課題や研究計画、修了後の進路等を勘案した際に、特に関連性の高い特講科目を1科目以上選択し履修する計画である。

そのように計画したのは、学生個々が研究課題を焦点化する過程において、専攻する看護学の特講科目とは別に、取り組もうとする研究課題に関連性の高い看護学の特講科目を選択し、専攻する看護学の特講科目とあわせて履修することで、それぞれで最新の知見や動向などの理解を深め、研究課題に対して、より幅広い視野とより深い学識に基づいて検討することができるという考え方に基づいている。

履修する専門科目の組み合わせは、様々なケースが考えられる。そのため、学生各自が専攻する看護学の特講科目を履修することは必須となるが、専攻する看護学以外の特講科目については、専攻する看護学が属する領域に関わらず、〔臨床看護学領域〕、〔広域看護学領域〕のどちらに属する特講科目であっても選択可能とする。そして、これら専門科目で学修した知識をもとに、学生個々が見いだした研究課題に取り組むために、「特

別研究」へ繋げていくこととした。

履修モデルの例として、まず〔臨床看護学領域〕の成人看護学のリハビリテーション看護や慢性疾患、がん看護領域の看護ケアの研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「成人看護学特講（1単位）」と「高齢者・在宅看護学特講（1単位）」の場合がある。リハビリテーション看護や慢性疾患、がん看護領域の看護ケアにおいては、急性期・回復期・慢性期などの健康状況によって、療養の場が医療機関をはじめ在宅や地域など多岐にわたり、その状況に沿って、いかに包括的な看護ケアをすすめていくのが課題でもある。これらの科目を選択することで、成人看護学のみならず高齢者・在宅看護学の視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。

また、〔臨床看護学領域〕のウイメンズヘルスの周産期母子関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「ウイメンズヘルス特講（1単位）」と「公衆衛生看護学特講（1単位）」の場合がある。周産期の母子の健康課題や支援においては、母性ならびに乳児や幼児の健康の保持・増進を包括的に支援することを推進するものであり、これらの科目を選択することで、ウイメンズヘルスのみならず公衆衛生看護学の視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。

次に〔広域看護学領域〕の高齢者・在宅看護学関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「高齢者・在宅看護学特講（1単位）」と「公衆衛生看護学特講（1単位）」の場合がある。これらの科目を選択することで、急速な超高齢化により、人々の健康を取り巻く状況が複雑化する中、高齢者とその家族の健康課題と援助方法を考え、在宅や介護保険関連施設などで生活する人や、健康増進・回復・維持を要する人とその家族への看護について探究することができ、高齢者・在宅看護学のみならず公衆衛生看護学的な視点をもふまえた学生個々の研究課題に取り組むことにつながる。

また、〔広域看護学領域〕の公衆衛生看護学の中でも母子保健関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「公衆衛生看護学特講（1単位）」と「ウイメンズヘルス特講（1単位）」の場合がある。母子保健は、現在の超少子化に対応すべく、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊対策への支援や子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減への支援対策など、母子の健康の維持・増進を包括的に支援することを推進するものである。これらの科目を選択することで、公衆衛生看護学のみならずウイメンズヘルスの視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。

上記は履修モデルの数例であり、他にも様々な選択履修が可能であると考えられる。学生それぞれに適した特講科目の選択ができるよう、指導教員は、学生の研究課題、研究計画、修了後の進路等も配慮しながら、履修指導を行う。

以上の観点から、「設置の趣旨等を記載した書類」及び添付資料【資料8】「看護学研究科看護学専攻博士課程（後期）履修モデル」を次のとおり修正する。

(新旧対照表) 【設置の趣旨等を記載した書類 P. 7-9】

新	旧
<p>ウ 教育課程の編成の考え方およびその特色</p> <p>(3) カリキュラム・ポリシー</p> <p>本研究科のカリキュラム・ポリシーを以下のよう に定める。</p> <p>【体系性】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・専門科目は、特講科目を配置し、専門領域に おける最新の知見や動向に関する理解を深め る。これらの専門領域は選択制とし、各自の研 究志向に沿った専門的履修を可能とする。各自 の専攻する看護学の特講科目に加え、研究課題 に関連性の高い看護学の特講科目をあわせて 履修することで、研究の遂行に必要な広範かつ 深い学識と理解力を修得する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 教育課程の特色と編成</p> <p>2) 専門科目</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>本課程においては、専門科目の特講によっ て、高度な専門的知識を修得し、看護学におけ るエビデンスを活用し、理論を生成・検証でき る力を養うこととしている。専門科目は、2科 目以上を選択し履修するが、1つは各自の研究 志向により専攻する看護学の特講科目を必ず 履修する。それに加えて、学生個々が研究課題 を焦点化する過程において、専攻する看護学の 特講科目とは別に、取り組もうとする研究課題 に関連性の高い看護学の特講科目を選択し、専 攻する看護学の特講科目とあわせて履修する こととする。これにより、それぞれで最新の知 見や動向などの理解を深め、研究課題に対し て、より幅広い視野とより深い学識に基づいて 検討することができる。履修する専門科目の組 み合わせは、様々なケースが考えられる。その</p>	<p>ウ 教育課程の編成の考え方およびその特色</p> <p>(3) カリキュラム・ポリシー</p> <p>本研究科のカリキュラム・ポリシーを以下のよ うに定める。</p> <p>【体系性】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・専門科目は、特講科目を配置し、専門領域に おける最新の知見や動向に関する理解を深め る。これらの専門領域は選択制とし、各自の研 究志向に沿った専門的履修を可能とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 教育課程の特色と編成</p> <p>2) 専門科目</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>本課程においては、専門科目の特講によっ て、高度な専門的知識を修得し、看護学におけ るエビデンスを活用し、理論を生成・検証でき る力を養うこととしている。そのために、専門 科目で学修した知識をもとに、学生個々が見い だした研究課題に取り組むために、「特別研究」 へ繋げていくこととしている。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

<p>ため、学生各自が専攻する看護学の特講科目を履修することは必須となるが、専攻する看護学以外の特講科目については、専攻する看護学が属する領域に関わらず、「臨床看護学領域」、「広域看護学領域」のどちらに属する特講科目であっても選択可能とする。そして、これら専門科目で学修した知識をもとに、学生個々が見いだした研究課題に取り組むために、「特別研究」へ繋げていくこととしている。専門科目の履修選択については、学生それぞれに適した特講科目の選択ができるよう、指導教員は、学生の研究課題、研究計画、修了後の進路等も配慮しながら、履修指導を行う。</p>	
--	--

(新旧対照表) 【設置の趣旨等を記載した書類】

添付資料【資料8】看護学研究科看護学専攻博士課程(後期)履修モデル

新	旧
別紙資料A 参照	別紙資料A 参照

また、「教育課程等の概要」の「卒業要件及び履修方法」の欄に履修方法の説明を追加するとともに、「学則」の一部を修正する。

(新旧対照表) 【教育課程等の概要】別記様式第2号(その2の1)

新	旧
<p>[卒業要件及び履修方法]</p> <p>【修了要件】</p> <p>本課程に3年以上在籍し、共通科目から3単位以上(必修2単位、選択必修1単位以上)、専門科目から2単位以上、特別研究から6単位(必修)、合計11単位以上を修得すると共に、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験(口頭試問)に合格すること。</p>	<p>[卒業要件及び履修方法]</p> <p>本課程に3年以上在籍し、共通科目から3単位以上(必修2単位、選択必修1単位以上)、専門科目から2単位以上、特別研究から6単位(必修)、合計11単位以上を修得すると共に、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験(口頭試問)に合格すること。</p>

<p>【履修方法】</p> <p>「共通科目」：必修科目 2 科目と選択科目から 1 科目以上を選択し履修する。</p> <p>「専門科目」：</p> <p>① 専攻する看護学の特講科目を必ず履修する。</p> <p>② ①以外の看護学の特講科目から 1 科目以上を選択し履修する。</p> <p>※②は、「臨床看護学領域」、「広域看護学領域」の区分に関わらず選択可能とする。</p> <p>「特別研究」：必修科目 3 科目をすべて履修する。</p>	
--	--

(新旧対照表)【学則】

新	旧
<p>同志社女子大学大学院学則 (略)</p> <p>[別表 1] (略)</p> <p>2 博士課程 (後期)・博士課程 (略)</p> <p>看護学研究科看護学専攻 (略)</p> <p>共通科目から 3 単位以上 (必修 2 単位、選択必修 1 単位以上)、専門科目から 2 単位以上 (ただし、専攻する看護学の特講科目は必ず履修すること)、特別研究から 6 単位 (必修)、合計 11 単位以上を修得すると共に、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験 (口頭試問) に合格すること。 (略)</p>	<p>同志社女子大学大学院学則 (略)</p> <p>[別表 1] (略)</p> <p>2 博士課程 (後期)・博士課程 (略)</p> <p>看護学研究科看護学専攻 (略)</p> <p>共通科目から 3 単位以上 (必修 2 単位、選択必修 1 単位以上)、専門科目から 2 単位以上、特別研究から 6 単位 (必修)、合計 11 単位以上を修得すると共に、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験 (口頭試問) に合格すること。 (略)</p>

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

2. <論文作成スケジュールがシラバスと不整合>

「看護学特別研究Ⅲ」の各回の授業内容における博士論文作成の流れと、「学位論文作成スケジュールとプロセス」の流れが一致していないため、整合性を確認しつつ、学位審査のプロセスと、単位認定審査のプロセスの区分に留意しながら、論文作成スケジュールを適切に改めること。

(対応)

「看護学特別研究Ⅲ」のシラバスと「学位論文作成スケジュールとプロセス」の流れが一致していないとの指摘に対応し、学位審査と単位認定審査のプロセスを明確にするため、「設置の趣旨等を記載した書類」における論文作成スケジュールとプロセス等の記述と、添付資料【資料9】「学位論文作成スケジュールとプロセス」を次のとおり修正する。

(新旧対照表)【設置の趣旨等を記載した書類 P.12-13】

新	旧
<p>オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p>(3) 研究指導</p> <p>③論文作成スケジュールとプロセス【資料9】 (略)</p> <p>2年次の2月に中間報告会で研究活動の進捗状況の報告をし、指導教員を中心に本課程の教員から指導・助言を受ける。</p> <p>引き続き、3年次の5月頃まで研究を継続し、研究計画に基づくデータ分析等を行い、必要に応じてデータの補完や分析精度を高める。また、中間報告会での指導・助言や、投稿論文の推敲等を踏まえて、博士論文の作成を開始する。そして、特別研究において、文献検討・研究計画、研究実施、研究結果の考察等を踏まえ、定期的な研究指導を受けながら、3年次1月までに博士論文を提出する。</p> <p>2月に開催される博士論文の審査委員会に</p>	<p>オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p>(3) 研究指導</p> <p>③論文作成スケジュールとプロセス【資料9】 (略)</p> <p>2年次の2月に中間報告会で研究活動の進捗状況の報告をし、指導教員を中心に本課程の教員から指導・助言を受ける。</p> <p>特別研究において、定期的な研究指導を受け、3年次1月までに博士論文を提出する。</p>

において研究成果の発表を行い、最終試験（口頭試問）を受ける。その際の審査委員会における質疑や意見を踏まえ、指導教員からの指導・助言を受けながら、博士論文の最終的な修正を行い、完成させる。

④論文の審査および最終試験等
(略)

学位論文の審査委員会の主査及び副査の決定方法について、研究科委員会は、学生の博士論文の提出を受けて、主査1名と副査2名を決定し、学生に通知する。なお、本課程では、論文審査の公平性を確保する観点から、審査を受ける学生の指導教員は、当該学位論文審査の主査には任命せず、当該教員が論文審査委員になる場合は、副査として審査にあたる。審査委員会は、履修要項等に明示した学位論文審査基準【資料10】に基づき審査を行う。

また、「看護学特別研究Ⅲ」の成績評価（単位認定）については、博士論文の審査委員会及び最終試験（口頭試問）の結果も踏まえながら、シラバス記載の成績評価基準に基づき科目担当者である指導教員が評価する。

博士の学位の授与に係る最終試験は、論文内容及び研究領域に関する口頭試問とし、本課程の学位授与の方針に基づき判定する。研究科委員会は、本大学院学則の定めるところにより、課程修了認定の可否、論文審査および最終試験の合否について議決する。そして前述の議決をしたときは、研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて学長に報告し、学長は、この報告に基づいて大学院委員会を招集し、博士の学位の授与についてその審議を経て可否を決定する。

学位授与の審議において「可」となった場合は、学生の研究成果の公表の場として、公開論文発表会を開催する。学生は指導教員の指導の

④論文の審査および最終試験等
(略)

学位論文の審査委員会の主査及び副査の決定方法について、研究科委員会は、学生の博士論文の提出を受けて、主査1名と副査2名を決定し、学生に通知する。なお、本課程では、論文審査の公平性を確保する観点から、審査を受ける学生の指導教員は、当該学位論文審査の主査には任命せず、当該教員が論文審査委員になる場合は、副査として審査にあたる。審査委員会は、履修要項等に明示した学位論文審査基準【資料10】に基づき審査を行う。

博士の学位の授与に係る最終試験は、論文内容及び研究領域に関する口頭試問とし、本課程の学位授与の方針に基づき判定する。研究科委員会は、本大学院学則の定めるところにより、課程修了認定の可否、論文審査および最終試験の合否について議決する。そして前述の議決をしたときは、研究科長は、学位論文の内容、最終試験の結果、学位授与の可否についての意見を添えて学長に報告し、学長は、この報告に基づいて大学院委員会を招集し、博士の学位の授与についてその審議を経て可否を決定する。

もと発表内容をまとめ、公開論文発表会で研究成果の発表と質疑応答を行う。	
-------------------------------------	--

(新旧対照表) 【設置の趣旨等を記載した書類】

添付資料【資料9】学位論文作成スケジュールとプロセス

新	旧
別紙資料B 参照	別紙資料B 参照

また、「看護学特別研究Ⅲ」のシラバスについて、「各回の授業内容」を研究の進行度合いや順序等を配慮したうえで、適切な記述に修正する。さらに「成績評価基準」における「論文審査」という記述を、当該科目の成績評価という観点から「論文作成」と改める。

上記により、「看護学特別研究Ⅲ」のシラバスを次のとおり修正する。

(新旧対照表) 【授業計画 (シラバス) P.13-14】

新	旧
<p>科目名 看護学特別研究Ⅲ (略)</p> <p>各回の授業内容</p> <p>1) データの分析 研究計画に基づき、データを分析し、データの補完や分析精度を高める。</p> <p>2) 学位論文の作成 文献検討、研究計画、研究実施、研究結果の考察を踏まえ、博士学位論文を執筆する。 学術雑誌への投稿論文に対する査読等を活用し、博士論文についても推敲する。</p> <p>3) 論文審査委員会における研究成果の発表・最終試験 (口頭試問) 学位論文審査基準に基づき評価を受ける。 論文審査委員会での質疑、意見等を踏まえて博士論文を修正し、完成させる。</p>	<p>科目名 看護学特別研究Ⅲ (略)</p> <p>各回の授業内容</p> <p>1) 本研究データの収集 研究計画に基づきデータを収集する。</p> <p>3) データの分析 研究計画に基づき、データを分析し信頼性・妥当性の検証を行う。</p> <p>4) 学位論文の作成 文献検討、研究計画、予備研究・本研究の結果を踏まえ、博士学位論文を執筆する。</p> <p>5) 博士論文審査会における研究成果の発表 学位論文審査基準に基づき評価を受ける。</p> <p>6) 公開論文発表会での発表 研究成果の発表、質疑応答を行う。</p>

<p>4) 公開論文発表会での発表 研究成果の発表、質疑応答を行う。 (※本科目の単位認定終了後、学位授与の審議 において「可」となった学生について実施す る。)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>成績評価基準 研究への取り組み姿勢、議論への参加姿勢 (20%)、論文作成 (60%)、プレゼンテーシ ョンの内容 (20%) を総合的に評価する。</p> <p>(略)</p>	<p>成績評価基準 研究への取り組み姿勢、議論への参加姿勢 (20%)、論文審査 (60%)、プレゼンテーシ ョンの内容 (20%) を総合的に評価する。</p> <p>(略)</p>

3. <博士論文と学術雑誌への投稿論文の位置付けが不明確>

「看護学特別研究Ⅲ」の授業目標において、「学術雑誌への投稿論文の推敲や博士論文審査ならびに発表を経て博士課程（後期）の学位論文を完成させる」こととしているが、博士論文と、学術雑誌への投稿論文の位置付けが不明確であることから、それぞれの位置付けを明確に説明すること。

(対応)

本課程の論文作成のプロセスにおいて、査読及び英文抄録付きの学術雑誌へ学術論文を投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲することは、最終的に作成する博士論文の完成度をより高めるための手段であると考え。そのため、本課程においては、学術雑誌へ投稿した論文が査読を経て掲載あるいは受理されることを博士論文提出の要件等にはしていない。投稿した学術論文は、博士論文の基礎となる論文と捉え、それを推敲していくことは、博士論文のブラッシュアップにも繋がる。

そうした過程を経て作成した博士論文は、本課程の論文審査委員会において研究成果の発表を行い、その際の質疑や意見を踏まえて修正を加え、最終的な博士論文を完成させる。

「看護学特別研究Ⅲ」の授業においては、研究計画に基づく自律的な研究活動とともに、指導教員による研究指導や、投稿論文の推敲、博士論文の審査委員会等を活用しながら、博士論文を完成させ、看護学の発展を目指す研究者として必要な研究能力や姿勢を修得することを目標とする。

以上の観点より、「設置の趣旨等を記載した書類」について、審査意見2で修正した内容に加え、次の下線部を追加する。

(新旧対照表)【設置の趣旨等を記載した書類 P.12-13】

新	旧
<p>オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p>(3) 研究指導</p> <p>③論文作成スケジュールとプロセス【資料9】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2年次の10月頃には、研究成果を基に、「看護学特別研究Ⅱ」の授業や学会等での発表及びアドバイスを踏まえ、学術論文をまとめる。そ</p>	<p>オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p>(3) 研究指導</p> <p>③論文作成スケジュールとプロセス【資料9】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2年次の10月頃には、研究成果を基に、「看護学特別研究Ⅱ」の授業や学会等での発表及びアドバイスを踏まえ、学術論文をまとめる。そ</p>

して、1月頃には、その成果を査読及び英文抄録付きの学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。このプロセスを通じて、査読の意義を理解したうえで論文を推敲する等、主体的に取り組めるよう、指導教員からも指導・支援を受ける。

2年次の2月に中間報告会で研究活動の進捗状況の報告をし、指導教員を中心に本課程の教員から指導・助言を受ける。

引き続き、3年次の5月頃まで研究を継続し、研究計画に基づくデータ分析等を行い、必要に応じてデータの補完や分析精度を高める。また、中間報告会での指導・助言や、投稿論文の推敲等を踏まえて、博士論文の作成を開始する。そして、特別研究において、文献検討・研究計画、研究実施、研究結果の考察等を踏まえ、定期的な研究指導を受けながら、3年次1月までに博士論文を提出する。

本課程の論文作成のプロセスにおいて、査読及び英文抄録付きの学術雑誌へ学術論文を投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲することは、最終的に作成する博士論文の完成度をより高めるための手段であると考え。そのため、本課程においては、学術雑誌へ投稿した論文が査読を経て掲載あるいは受理されることを博士論文提出の要件等にはしていない。投稿した学術論文は、博士論文の基礎となる論文と捉え、それを推敲していくことは、博士論文のブラッシュアップにも繋がる。

2月に開催される博士論文の審査委員会において研究成果の発表を行い、最終試験（口頭試問）を受ける。その際の審査委員会における質疑や意見を踏まえ、指導教員からの指導・助言を受けながら、博士論文の最終的な修正を行い、完成させる。

して、1月頃には、その成果を査読及び英文抄録付きの学術雑誌に投稿し、査読による指摘事項へ対応しながら論文を推敲する。このプロセスを通じて、査読の意義を理解したうえで論文を推敲する等、主体的に取り組めるよう、指導教員からも指導・支援を受ける。

2年次の2月に中間報告会で研究活動の進捗状況の報告をし、指導教員を中心に本課程の教員から指導・助言を受ける。

特別研究において、定期的な研究指導を受け、3年次1月までに博士論文を提出する。

4. <学位規則における博士論文の公表内容が不明確>

本学の学位規則「博士論文の公表」の規則における、「論文の内容の要旨」と、「論文の全文に代えてその内容を要約したもの」の位置付けが不明確であることから、明らかにすること。

(対応)

本学は、学校教育法第104条及び「学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）（以下、「学位規則」という。）」の定めるところにより、授与する学位についての必要事項を「同志社女子大学学位規則（以下、「本学学位規則」という。）」として定めている。

本学学位規則第16条に規定する「博士論文要旨等の公表」及び同第17条に規定する「博士論文の公表」については、学位規則第8条及び第9条に準じた内容となっている。

審査意見4で指摘のある「論文の内容の要旨」とは、学位規則第8条で公表することが規定されているものを指し、論文の作成者が博士論文の内容の趣旨を簡潔にまとめたものである。一方、「論文の全文に代えてその内容を要約したもの」というのは、学位規則第9条第2項に規定されている「やむを得ない事由がある場合」に大学の承認を受けて、公表することができるものを指し、本来は全文を公表すべき論文について、やむを得ない事由の内容により、インターネット公表に支障のある箇所を解消したものとなる。

これまで、本学において、やむを得ない事由により、論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネット公表した実績はないが、この「やむを得ない事由」については、平成25年3月の学位規則の改正概要で示されたように、①インターネット公表ができない内容を含む場合、②不利益が生じる場合、等を想定している。

「論文の全文に代えてその内容を要約したもの」について、例えば、論文に著作権や個人情報の制約を受け公表できない箇所がある場合（前述①）は、論文からその制約を受けた箇所を除外する等が考えられる。また、論文が既に出版され、契約内容により全文をインターネットで公表する許諾が得られない場合（前述②）は、契約内容で許諾の得られる範囲での要約を公表する等が考えられる。

本学においては、本学学位規則に従い、原則として博士論文の全文を公表することとするが、前述のような「やむを得ない事由」がある場合においては、当該箇所を解消し、本学大学院委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る「論文の全文に代えてその内容を要約したもの」をインターネットの利用により公表することができるとしている。

なお、その場合においても、本学学位規則第17条第2項に規定するとおり、当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとしている。

以上により、審査意見4を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を次のとおり修正する。

(新旧対照表)【設置の趣旨等を記載した書類 P.14-15】

新	旧
<p>オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p>(5) 学位論文の公表方法等</p> <p>①博士論文要旨等の公表</p> <p>本学は、博士の学位を授与したときは、論文の作成者が博士論文の内容の趣旨を簡潔にまとめた「論文の内容の要旨」等を公表することを定めている。当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>②博士論文の公表</p> <p>博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用(同志社女子大学学術リポジトリを利用)により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。なお、例えば、インターネット公表ができない内容を含む場合や契約等により不利益が生じる場合等、やむを得ない事由がある場合には、当該箇所を解消し、大学院委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る「論文の全文に代えてその内容を要約したもの」をインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>オ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法および修了要件</p> <p>(5) 学位論文の公表方法等</p> <p>①博士論文要旨等の公表</p> <p>本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>②博士論文の公表</p> <p>博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を、インターネットの利用(同志社女子大学学術リポジトリを利用)により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。なお、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</p> <p>(略)</p>

5. <入学試験の区分の意義・必要性が不明確>

入学者選抜について、一般入学試験と社会人入学試験の2つの区分を設けているが、選考方法に違いがなく、入学試験を区分する意義・必要性が不明確である。入学試験を区分する意義・必要性について、例えば、口述試験で受験者に問う内容が異なるなど、両選抜方法の具体的な違いを明らかにした上で、アドミッション・ポリシーに照らして明確に説明するとともに、必要に応じて改めること。

(対応)

本課程の入学者選抜において、一般入学試験と社会人入学試験の区分を設けているが、どちらも「英語」及び「口述試験」により選考を行うこととしている。両入学試験の相違点の一つとして科目等の配点が挙げられる。一般入学試験においては、「英語」(50点)、「口述試験」(100点)であるのに対し、社会人入学試験においては、「英語」(30点)、「口述試験」(120点)の配点としている。

「英語」においては、看護学に関する英文読解の設問により、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」における「2. 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自立して学修に取り組む姿勢を備えている者」の看護学に関連する基礎的な研究能力等を評価する。

「口述試験」においては、受験者の希望する研究分野に関する理論・知識や、修士論文に関わる研究活動、今後の研究計画等に関する質疑応答を通して、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」における各要素「1. 看護学を研究する者として、倫理観を備え、看護学研究の進展に貢献したいという情熱を有し、新たな看護の開発に向けた研究に強い意欲のある者」、「2. 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自立して学修に取り組む姿勢を備えている者」、「3. 保健・医療・福祉をめぐる環境が大きく変化する中、そうした環境を取り巻く様々な課題解決のための看護実践に関連する理論の構築や方法の開発など、研究、教育、実践において、社会に貢献しようとする強い意欲を持つ者」に基づき多角的・総合的に評価する。

特に社会人入学試験の口述試験においては、受験者の実務経験に基づく看護実践活動や教育・研究活動に関する質疑応答を評価の対象に加え、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」の各要素に基づき評価する。受験者のこれまでの実務経験を踏まえて、「新たな看護の開発に向けた研究」への視点や、「自立して学修に取り組む姿勢」、「課題解決のための看護実践に関連する理論の構築や方法の開発」による社会貢献への意欲等を評価することを、社会人入学試験の口述試験の選考内容として設定する。

本課程の目的は、看護実践に活用可能な理論の構築や方法の開発を目指し、科学的な思考に基づいた高度な研究・教育・実践活動を推進することのできる人材を輩出し、看護学の発展と健康・福祉の向上に寄与することである。既に社会で活躍している看護職者が、

より高度な専門知識と研究力を修得し、自身の看護実践活動の経験に基づいて、実践的で応用可能な看護学の理論の構築や方法を探究し、その成果を、それぞれの活躍するフィールドに還元していくことは、本課程の目的の実現に向けて非常に有効であり、実務経験に関する評価を行ったうえで、選考する社会人入学試験の制度は本課程において重要な入学試験であると考えます。

以上の観点から、「設置の趣旨等を記載した書類」を次のとおり修正する。

【新旧対照表】【設置の趣旨等を記載した書類 P.19-21】

新	旧
<p>ク. 入学者選抜の概要</p> <p>(3) 入試制度</p> <p>上記のアドミッション・ポリシーに基づき、開設年度の入試制度は以下のとおりである。</p> <p>①一般入学試験</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・選考方法</p> <p>「英語」(50点) および「口述試験」(100点)により選考を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>②社会人入学試験</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・選考方法</p> <p>「英語」(30点) および「口述試験」(120点)により選考を行う。</p> <p>＊社会人入学試験の「口述試験」においては、受験者の実務経験に基づく看護実践活動や教育・研究活動に関する質疑応答を含む。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>一般入学試験及び社会人入学試験の選考方法について、「英語」においては、看護学に関する英文読解の設問により、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」における「2. 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自立して学修に取り組む姿勢を備えている者」の看護学に関連する基礎的な研究能力等を評価する。</p> <p>「口述試験」においては、受験者の希望する</p>	<p>ク. 入学者選抜の概要</p> <p>(3) 入試制度</p> <p>上記のアドミッション・ポリシーに基づき、開設年度の入試制度は以下のとおりである。</p> <p>①一般入学試験</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・選考方法</p> <p>「英語」および「口述試験」により選考を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>②社会人入学試験</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>・選考方法</p> <p>「英語」および「口述試験」により選考を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

研究分野に関する理論・知識や、修士論文に関わる研究活動、今後の研究計画等に関する質疑応答を通して、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」における各要素「1. 看護学を研究する者として、倫理観を備え、看護学研究の進展に貢献したいという情熱を有し、新たな看護の開発に向けた研究に強い意欲のある者」、
「2. 看護学に関連する基礎的な研究能力を有し、自立して学修に取り組む姿勢を備えている者」、「3. 保健・医療・福祉をめぐる環境が大きく変化中、そうした環境を取り巻く様々な課題解決のための看護実践に関連する理論の構築や方法の開発など、研究、教育、実践において、社会に貢献しようとする強い意欲を持つ者」に基づき多角的・総合的に評価する。

特に社会人入学試験の口述試験においては、受験者の実務経験に基づく看護実践活動や教育・研究活動に関する質疑応答を評価の対象に加え、アドミッション・ポリシーの「求める学生像」の各要素に基づき評価する。受験者のこれまでの実務経験を踏まえて、「新たな看護の開発に向けた研究」への視点や、「自立して学修に取り組む姿勢」、「課題解決のための看護実践に関連する理論の構築や方法の開発」による社会貢献への意欲等を評価することを、社会人入学試験の口述試験の選考内容として設定する。

【別紙資料A】

(新)

設置の趣旨等を記載した書類【資料8】

看護学研究科看護学専攻博士課程(後期) 履修モデル

1-1 臨床看護学領域のウィメンズヘルスを専攻する者の履修モデル例

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護教育特講	1前	1		→		
	看護研究特講	1前	1		→		
	看護研究方法特講 I	1後		1			
	看護研究方法特講 II	1後		1	→		
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前				
		ウィメンズヘルス特講	1前		1	→	
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前				
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→	
特別研究	看護学特別研究 I	1通	2		→		
	看護学特別研究 II	2通	2			→	
	看護学特別研究 III	3通	2				→
合計単位数			8	3			

1-2 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を専攻する者の履修モデル例

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護教育特講	1前	1		→		
	看護研究特講	1前	1		→		
	看護研究方法特講 I	1後		1	→		
	看護研究方法特講 II	1後					
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前				
		ウィメンズヘルス特講	1前				
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→	
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→	
特別研究	看護学特別研究 I	1通	2		→		
	看護学特別研究 II	2通	2			→	
	看護学特別研究 III	3通	2				→
合計単位数			8	3			

2 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を専攻する者の履修モデル例(長期履修4年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択				
共通科目	看護教育特講	1前	1		→			
	看護研究特講	1前	1		→			
	看護研究方法特講 I	1後		1	→			
	看護研究方法特講 II	1後						
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前					
		ウィメンズヘルス特講	1前					
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→		
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→		
特別研究	看護学特別研究 I	1通	2			→		
	看護学特別研究 II	2通	2				→	
	看護学特別研究 III	3通	2				→	
合計単位数			8	3				

3 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を専攻する者の履修モデル例(長期履修5年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
			必修	選択						
共通科目	看護教育特講	1前	1		→					
	看護研究特講	1前	1		→					
	看護研究方法特講 I	1後		1		→				
	看護研究方法特講 II	1後								
専門科目 臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前								
	ウイメンズヘルスト講	1前								
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→				
		公衆衛生看護学特講	1前		1		→			
特別研究	看護学特別研究 I	1通	2				→			
	看護学特別研究 II	2通	2					→		
	看護学特別研究 III	3通	2						→	
合計単位数			8	3						

4 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を専攻する者の履修モデル例(長期履修6年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
			必修	選択							
共通科目	看護教育特講	1前	1		→						
	看護研究特講	1前	1		→						
	看護研究方法特講 I	1後		1			→				
	看護研究方法特講 II	1後									
専門科目 臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前									
	ウイメンズヘルスト講	1前									
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1		→				
		公衆衛生看護学特講	1前		1			→			
特別研究	看護学特別研究 I	1通	2					→			
	看護学特別研究 II	2通	2						→		
	看護学特別研究 III	3通	2							→	
合計単位数			8	3							

<備考>

- ・共通科目の選択科目は、各自の研究計画に応じた研究方法により例示科目以外の選択も可能
- ・専門科目は、希望する専門領域及び研究志向により例示科目以外の選択も可能
- ・専門科目の履修科目選択については、上記の例示も含め、履修モデルの例示は次のとおり。

選択する専門科目	例示
〔臨床看護学領域〕 「成人看護学特講」※ + 〔広域看護学領域〕 「高齢者・在宅看護学特講」	成人看護学のリハビリテーション看護や慢性疾患、がん看護領域の看護ケアの研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「成人看護学特講(1単位)」と「高齢者・在宅看護学特講(1単位)」の場合がある。リハビリテーション看護や慢性疾患、がん看護領域の看護ケアにおいては、急性期・回復期・慢性期などの健康状況によって、療養の場が医療機関をはじめ在宅や地域など多岐にわたり、その状況に沿って、いかに包括的な看護ケアをすすめていくのかが課題でもある。これらの科目を選択することで、成人看護学のみならず高齢者・在宅看護学の視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。
〔臨床看護学領域〕 「ウイメンズヘルスト講」※ + 〔広域看護学領域〕 「公衆衛生看護学特講」	ウイメンズヘルスの周産期母子関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「ウイメンズヘルスト講(1単位)」と「公衆衛生看護学特講(1単位)」の場合がある。周産期の母子の健康課題や支援においては、母性ならびに乳児や幼児の健康の保持・増進を包括的に支援することを推進するものであり、これらの科目を選択することで、ウイメンズヘルスのみならず公衆衛生看護学の視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。

選択する専門科目	例示
〔広域看護学領域〕 「高齢者・在宅看護学特講」※ ＋ 〔広域看護学領域〕 「公衆衛生看護学特講」	高齢者・在宅看護学関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「高齢者・在宅看護学特講(1単位)」と「公衆衛生看護学特講(1単位)」の場合がある。これらの科目を選択することで、急速な超高齢化により、人々の健康を取り巻く状況が複雑化する中、高齢者とその家族の健康課題と援助方法を考え、在宅や介護保険関連施設などで生活する人や、健康増進・回復・維持を要する人とその家族への看護について探究することができ、高齢者・在宅看護学のみならず公衆衛生看護学的な視点をもふまえた学生個々の研究課題に取り組むことにつながる。
〔広域看護学領域〕 「公衆衛生看護学特講」※ ＋ 〔臨床看護学領域〕 「ウイメンズヘルステ講」	公衆衛生看護学の中でも母子保健関連の研究に取り組む学生について、選択する専門科目は「公衆衛生看護学特講(1単位)」と「ウイメンズヘルステ講(1単位)」の場合がある。母子保健は、現在の超少子化に対応すべく、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊対策への支援や子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減への支援対策など、母子の健康の維持・増進を包括的に支援することを推進するものである。これらの科目を選択することで、公衆衛生看護学のみならずウイメンズヘルズの視点をもふまえることによって、より幅広くより深い学識に基づいて、学生は個々の研究課題に取り組むことができる。

※は、学生が専攻する看護学の特講科目

看護学研究科看護学専攻博士課程(後期) 履修モデル

1-1 臨床看護学領域のウィメンズヘルスを選択する者の履修モデル例

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護教育特講	1前	1		→		
	看護研究特講	1前	1		→		
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1			
	看護研究方法特講Ⅱ	1後		1	→		
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前				
		ウィメンズヘルス特講	1前		1	→	
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前				
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→	
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2		→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2			→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2				→
合計単位数			8	3			

1-2 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を選択する者の履修モデル例

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護教育特講	1前	1		→		
	看護研究特講	1前	1		→		
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1	→		
	看護研究方法特講Ⅱ	1後					
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前				
		ウィメンズヘルス特講	1前				
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→	
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→	
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2		→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2			→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2				→
合計単位数			8	3			

2 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を選択する者の履修モデル例(長期履修4年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択				
共通科目	看護教育特講	1前	1		→			
	看護研究特講	1前	1		→			
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1	→			
	看護研究方法特講Ⅱ	1後						
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前					
		ウィメンズヘルス特講	1前					
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→		
		公衆衛生看護学特講	1前		1	→		
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2			→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2				→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2					→
合計単位数			8	3				

3 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を選択する者の履修モデル例(長期履修5年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
			必修	選択					
共通科目	看護教育特講	1前	1		→				
	看護研究特講	1前	1		→				
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1		→			
	看護研究方法特講Ⅱ	1後							
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前						
		ウイメンズヘルスト講	1前						
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1	→			
		公衆衛生看護学特講	1前		1		→		
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2				→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2					→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2						→
合計単位数			8	3					

4 広域看護学領域の高齢者・在宅看護学を選択する者の履修モデル例(長期履修6年)

科目区分	授業科目	年次 配当	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
			必修	選択						
共通科目	看護教育特講	1前	1		→					
	看護研究特講	1前	1		→					
	看護研究方法特講Ⅰ	1後		1			→			
	看護研究方法特講Ⅱ	1後								
専門科目	臨床看護学 領域	成人看護学特講	1前							
		ウイメンズヘルスト講	1前							
	広域看護学 領域	高齢者・在宅看護学特講	1前		1		→			
		公衆衛生看護学特講	1前		1			→		
特別研究	看護学特別研究Ⅰ	1通	2					→		
	看護学特別研究Ⅱ	2通	2						→	
	看護学特別研究Ⅲ	3通	2							→
合計単位数			8	3						

<備考>

- ・共通科目の選択科目は、各自の研究計画に応じた研究方法により例示科目以外の選択も可能
- ・専門科目は、希望する専門領域及び研究志向により例示科目以外の選択も可能

学位論文作成スケジュールとプロセス

学年	月	研究の進行	研究科プロセス	研究指導	カリキュラム
1 年次	4	指導教員・副指導教員の決定、3年間の研究計画・学習計画(履修登録) ↓ 12 研究計画書申請 1 研究計画報告会 2 倫理審査委員会審査申請 3 研究倫理審査	指導教員・副指導教員の決定(主1名、副1名) 論文計画書受付 研究計画報告会開催	履修指導 研究テーマの明確化 研究計画書作成への指導 研究計画書の確認	共通科目 ↓ 専門科目 ↓ 特別研究 ↓
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
2 年次	4	4 研究実施 ↓ 10 関連学会への参加 ↓ 1 学術雑誌への論文投稿・査読・推敲 ↓ 2 中間報告会 ↓ 3	中間報告会開催	研究指導 ↓ 10 関連学会参加の支援 学術論文の投稿指導 ↓ 2 研究展開の確認	
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
3 年次	4	4 研究実施 ↓ 学位論文作成 ↓ ↓ 1 博士論文提出 ↓ 2 論文審査委員会・最終試験 博士論文の修正 「看護学特別研究Ⅲ」単位認定 ↓ 3 公開論文発表会 学位取得	論文審査委員会設置 博士論文審査・最終試験審査結果提出 学位授与の可否判定	論文指導 ↓ 2 博士論文審査・最終試験 博士論文の修正指導 「看護学特別研究Ⅲ」成績評価 論文発表内容の指導	
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				

